

休憩時間の見直しについて（案）

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から当分の間の特例として、職員の昼休みの分散化を拡大してきたところであるが、職員の柔軟で多様な働き方の推進に取り組む観点から、休憩時間について見直しを行う。

2 改正内容

(1) 休憩時間の割振り

正規の勤務時間の割振りが、S班・S I班・S II班・A班・B班・C班・D班のいずれかである場合の休憩時間について、午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時までの時間帯を設定することを可能とする。

また、「時差勤務を導入している職場の全職員」を対象としているフレックスタイム制について、始業の時刻が、午前7時から午前10時までの場合も、午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時までの時間帯を設定することを可能とする。

(2) 休憩時間の振分け割合

休憩時間の振分け割合について、正午から午後1時までを休憩時間とする職員の割合を「最低5割程度」としているところ、一律の振分け割合の設定は行わず、公務の運営に支障がない範囲で、所属長が割り振るものとする。

3 実施時期

令和5年5月8日

※ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更を踏まえ実施